



会報

昭和54年春季号

NO. 12

社団法人 全国建設機械リース業連合会

巻頭言



会報第12号

目次

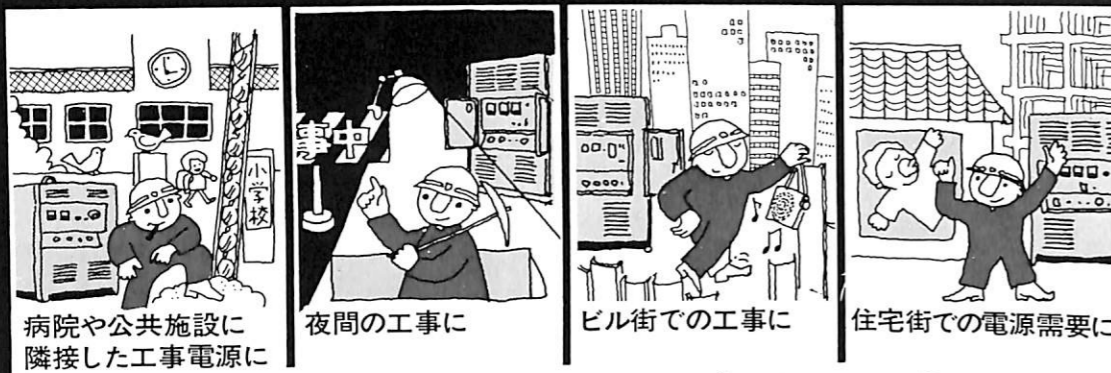
巻頭言・山内会長	1
建設省より	2
連合会主要行事	4
リースレンタル料金計算	5
建機・資材の管理基準基本計画	7
(続)建機リース業法制化について	10
ARA一行来日	16
JRAオセアニア研修・視察	17
地区だより	22
編集後記・事務局便り	32

(社)全国建設機械リース業連合会
会長 山内 鹿蔵

春季号発刊に当たり図らずも当連合会創立十週年を迎えまして、当時の生立ち足跡を回想しつゝ、感慨無量の念に打たれるまゝに、其追憶と共に発足以来現在に到る迄の会員諸賢の御理解、御協力は素より関係各界の御指導、御協賛に対し改めて感銘に堪えない次第であります。

願れば時代の難勢、経済社会の変動に伴い昭和30年前後より、全国各地に於ける業界の組織活動が積極化し、45年4月3日期し全国建設機械リース業連合会結成の実を結び以来、現在全国各地17団体を擁し、構成会員700社に及び、リース・レンタル業の発展を見まして、建設事業の安全、且効率的活動に必要欠くべからざる重要関連産業として、昨年建設省に於て認定されました事は、社団法人として当連合会の慶びと共に、此の重責を自覚せねばならない。

扱て、去る昭和34年代の高度成長期の後、49年のオイルショックに依る総需要抑制策のため、業界の致命的な打撃は、丸3年に渉る不況期に突入し、建設業界の工事量激減に伴う不振と共に、業界の過当競争は極限に達し、一時はリース業界



静かなので能率もアップ。 気がねなし

デンヨー防音型エンジン発電機は、酷使に耐えるタフなエンジン発電機デンヨーパワーをベースにしていますので、強力なパワーはそのまま騒音を除去、耳ざわりな不快音をとり去っていますから作業の能率や安全性の低下を防ぎます。また、コンパクトな発電機なので機動性も抜群。いつ、どこでも、思うぞんぶんご使用いただけます。(20kVA～350kVAまで)

〈特長〉●安定した性能●耐久性も抜群●周波数の切り替え簡単●保護装置は万全●並列運転も可能●お求めやすい価格●アフターサービスも完全です。
◆デンヨーエンジン発電機は機種が豊富です。用途にあわせてお選びください。(写真はDCA-55SSH)



デンヨー株式会社

本社/東京都中野区上高田4-2-2 TEL(03)389-3111代
営業所/札幌/奥羽/仙台/新潟/東京/北関東/横浜/静岡/名古屋/金沢/京都/大阪/広島/高松/福岡/南九州

デンヨー 防音型 エンジン発電機

の浮沈を危ぶまれ連合会も各協会、協組共々不況対策に終始し、日夜各会員の涙ぐましい企業努力合理化推進の結果漸く、其の破綻を喰い止め其の後、去る52年秋頃より円高貿易黒字べらし対策として、国内需要喚起の為景気浮揚策として、公共投資を柱とした財政主導型の政策に支えられ漸次業界の経営に、曙光を見出す事が出来ました随って53年は稼働の活動さを取戻した一年でありまして、今後民間設備投資の回復と相俟って一般会計38兆の54年度大型予算の実施に、大いなる期待をかけて新年度に入った訳であります。

思うに親睦交流に始った連合会の結合が耐用年限の短縮、産業区分確立。社団法人の許可、実態調査、不況期雇備調査、流通原価の研究、海外研修団の派遣交流、分野の自主調査、国家試験に依る技能検定実施、今又近促法に基く業績指定の請願。各種技術研修と相俟って管理基準制度策定準備、更には本連合会地位確立向上の為、登録制度採用陳情等各関係官庁の御指導に依り推進中であり、最近特に機械管理と公害災害防止の普及に勤め、業界地位向上発展を計って参りました。

此様に、スローステップ乍ら着実に業界の歴史を綴って参りまして、設業経歴の浅い乍ら将来健全産業として、繁栄の為十週年の一節を最も意義深いものに致し度と念ずるものであります。

終りに経済展望について、今日日本の経済は輸出抑制にかわり、財政支出型は国債依存率4割に及び、国際的にはイラン政変に伴う石油値上が導火線となり、アラブ諸国の引上再燃に石油危機を孕み、又国内に於ける公共料金諸税の引上に暫時安定して居た物価上昇等に、起因インフレ要因も出て来た想定されます。世界的にもベトナム戦争の終結、イラン革命の成立、アラブイスラエル和平、中国ベトナムの動乱鎮静、又は中友好に続いて米中友好締結され、社会平和が世界的に訪れつゝあり、人類にとってなごみを感じるもので

あります。随って我国も輸出黒字べらしに、円、安定に向い逆にインフレ懸念のため日銀も公定歩合(0.75)引上に依り、緩んで居た金融財政が引締政策に、転換されつゝあり、此の様な緩緊政策は世界経済の安定と共に、低成長時代から安定成長に向って居る様に思われます。

当連合会員諸賢には、業績の御発展と共に御如才ない事と存じますが、自己資本の充実につとめ経営基盤の確立を計られ、今後の十年への業界向上、発展の為更に一段と御理解御協力下さいませ様御願ひ申上げ、尚日頃御世話になって居る関係各界の諸先生方並に賛助会員諸賢には、一層の御指導御便達を御懇願申上げて筆をおく次第であります。

建設省より

昭和54年度1級及び2級建設機械施工技術検定の実施

1. 1級建設機械施工技術検定

(1) 試験日時

イ 学科試験

昭和54年6月23日(土曜日)午前10時

ロ 実地試験

昭和54年8月下旬から昭和54年9月中旬までの間で、あらかじめ指定する日時

(2) 試験地

イ 学科試験

札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市

ロ 実地試験

札幌市、松戸市、枚方市、久留米市(ただし、基礎工専用建設機械は松戸市、枚方市のみ)

(注) 試験地は、受検人員等の都合により変更することがある。

(3) 受検申請書受付期間

昭和54年4月23日(月曜日)から昭和54年5月16日(水曜日)まで

ただし、郵送の場合は、5月16日以前の消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 受検申請書の提出先

〒100 東京都千代田区霞ヶ関2の1の3
建設大臣官房建設機械課

(5) 合格者の発表

1 学科試験合格者

昭和54年7月下旬(予定)に書面で通知するほか、建設本省、各地方建設局本局、北海道開発庁北海道開発局本局及び沖縄開発庁沖縄総合事務局本局において、受検番号をもって掲示する。

ロ 実地試験合格者

1級建設機械施工技術検定合格者として、昭和54年12月下旬(予定)に官報で公告するほか、合格証明書を交付する。

2 2級建設機械施工技術検定

(1) 試験日時

イ 学科試験

昭和54年6月24日(日曜日)午前9時

ロ 実地試験

昭和54年8月下旬から昭和54年9月中旬までの間で、あらかじめ指定する日時

(2) 試験地

イ 学科試験

札幌市、仙台市、東京都、新潟市、名古屋市、大阪府寝屋川市、広島市、香川県木田郡牟礼町、福岡市、那覇市

ロ 実地試験

(イ) 第1種~第4種

札幌市、宮城県多賀城市、松戸市、富山市、名古屋市、枚方市、広島市、香川県木田郡牟礼町、久留米市、沖縄県国頭郡東村

(ロ) 第5種

札幌市、松戸市、枚方市、久留米市

(ハ) 第6種

松戸市、枚方市

(注) 試験地は、受検人員等の都合により変更することがある。

(3) 受検申請書受付期間

昭和54年4月23日(月曜日)から昭和54年5月16日(水曜日)まで

ただし、郵送の場合は、5月16日以前の消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 受検申請書の提出先

060 札幌市中央区北三条西4丁目 札幌第1合同庁舎 北海道開発局長官房機械

課

980 仙台市二日町9の15 建設省東北地方建設局道路部機械課

100 東京都千代田区大手町1の3の1 大手町合同庁舎第1号館 建設省関東地方建設局道路部機械課

951 新潟市白山蒲1の425の2 建設省北陸地方建設局道路部機械課

460 名古屋市中区三の丸2の5の1 名古屋合同庁舎第2号館 建設省中部地方建設局道路部機械課

540 大阪市東区大手前之町 大阪合同庁舎1号館 建設省近畿地方建設局道路部機械課

730 広島市上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館 建設省中国地方建設局道路部機械課

760 高松市福岡町4の26の32 建設省四国地方建設局道路部機械課

812 福岡市博多区博多駅東2の10の7 福岡第2合同庁舎 建設省九州地方建設局道路部機械課

900 那覇市前島2の21の5 松屋産業ビル内 沖縄開発庁沖縄総合事務局開発建設部道路管理課

(5) 合格者の発表

イ 学科試験合格者

昭和54年7月下旬(予定)に書面で通知するほか、建設本省、各地方建設局本局、北海道開発庁北海道開発局本局及び沖縄開発庁沖縄総合事務局本局において受検番号をもって掲示する。

ロ 実地試験合格者

2級建設機械施工技術検定合格者として、昭和54年12月下旬(予定)に官報で公告するほか、合格証明書を交付する。

3 試験実施の詳細等

(1) 詳細については、受検案内を参照のこと。

(2) 不明な点の問い合わせ又は受検案内及び受検申請書用紙の請求は、上記「(4)受検申請書の提出先」に行うこと。

なお、受検案内及び受検申請書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「○級受検案内・申請書請求」と朱書きし、あて先を明記した返信用封筒に140円切手をはり同封すること。

連合会主要行事

● 理事会

● 第13回理事会

- 1 開催日時 昭和53年10月3日
- 2 場 所 兵庫県神戸市北区有馬温泉<兵衛向陽閣>
- 3 議 案
 - (1) 業種指定の請願と登録制推進との関連について
 - (2) 流通研究委員会経過について
 - (3) 連合会の活動状況パンフレット作成について
 - (4) アウトサイド調査と建設省提出経過、加入促進について
 - (5) 保有機械調査(連合会サイド)依頼について
 - (6) 建設省保有機械調査と54年度実態調査について
 - (7) 会報発行とオーストラリア研修旅行について
 - (8) 建設機械化協会加入可否について
 - (9) 岩手、山形参加出席者の紹介
 - (10) 次回理事会(第14回)開催地区と日時について
 - (11) 移動用発電設備の電気保安確保について
 - (12) 連合会事務局増強について
 - (13) アウトサイダーの協会加入促進について
 - (14) 連合会のPRについて
 - (15) A I U 保険については全国統一して改廃の取り決めについて

● 第14回理事会

- 1 開催日時 昭和54年3月13日

2 場 所 広島県佐伯郡宮島町<宮島グラ
ンドホテル>

3 議 案

- (1) 建設機械資材の管理基準策定に関する基本構想について
- (2) 地建別ブロック制設置について
- (3) 連合会企業実態報告書の回答促進について
- (4) 建設省実態調査並に相談員決定について
- (5) 会員会費増額について
- (6) 日本建設機械化協会への団体加入時期について
- (7) リース機械の管理基準の推進について
- (8) 移動用発電設備管理技術者の選任について(報告事項)
- (1) 近代促進法(業種指定申請経過について)
- (2) 会報発行について(パンフレット、会員名簿後期作成について)
- (3) 10周年記念準備経過について
- (4) 機械施工合理化推進に関する打合せ会議出席経過
- (5) A R A 他5カ国日本訪問について
- (6) 国税局のリース業界に対する見解について

● その他の主な行事

- 5月30日 登録制採用推進による調査事項の打ち合せ検討会を建設省建設機械課海老原課長補佐の出席を得て連合会本部会議室で開催
- 9月1日 賃貸料損料基準算定定額についての合同委員会を海老原課長補佐の出席を得て連合会会議室で開催
- 10月13日 第4回全国事務局長会議をホテルニューナゴヤで開催

11月2日 全国合同委員会を連合会会議室で開催(①流通研究委員会。連合会パンフレット用活動状況検討②機械化協会入会の件=推選委員等について。業種指定に関連する諸調査促進。事務局増強に伴う財務内容拡充について。連合会創立10周年行事構想について。)

12月8日 仮設材質貸料の適正料金及び賃貸業務についての検討打ち合わせを福岡市西鉄グランドホテルで開催。

12月19日 本部役員会を本部会議室で開催。

1月23日 業種指定打ち合せ会議(陳情書関係の再検討)を本部会議室で開催。

1月26日 建設機械課海老原課長補佐の出席を得て本部会議室で合同委員会を開催(業種指定に伴う課長補佐からの経過説明と検討)。

2月22日 本部役員会議を本部会議室で開催(管理基準について=教科書的憲法の作成)。

3月19日 業種指定関係打ち合せ会を本部会議

室で開催。

3月29日 連合会10周年記念行事打ち合せ会議を本部会議室で開催(賛助会員への協力依頼関係について)。

● その他活動について

4月4日 ①建設機械中主要機種稼働状況及びその購入に要する期間について。②最近における保有台数調査書類を建設省建設機械へ提出。

6月16日、7月13日、8月9日、12月6日、1月17日、1月24日、3月2日に建設省を訪問、種々打ち合せを行なう。

8月29日 建設機械化協会訪問(リース部会加入の件)。

11月1日 建設省建設機械課へ業種指定について上申。

11月8日 建設機械化協会においてリースレンタル部会設置に関する経過報告、今後の事業活動についての会議を行なう。

11月28日 連合会創立10周年式典準備打ち合せを本部会議室で開催。

リース・レンタル業に於ける

料金計算の方法について

流通研究委員会

建設機械の機械損料及びリース料等の計算方法としては、建設省の機械損料の方式やファイナンスリース業者のリース料の計算方式が一般に知られているが、我々リース・レンタル業に於る料金計算の方法は未だ確立されていない現状である。建設省の計算方式は自らが建設機械を保有して

工事を施工する場合の機械損料の計算であり、ファイナンスリース業の場合は全般的な機械類の「保守」を含まない長期の「物融」の料金計算であって、いずれもリース・レンタル業の料金計算の立場と本質的に異なる目的を持ったものなのでリース・レンタル業独自の特性を踏えた料金の計算方式を

確立することが必要である。

リース・レンタル業の主な特色としては

- (1)貸貸期間が比較的短期間であり。
- (2)不特定多数の顧客に対して繰返し貸与する。
- (3)機械の運転や操作は顧客が行い。
- (4)維持、修理のコストは所有者が負担する。
- (5)機械の陳腐化、老朽化のリスクは所有者が負担する。

等の独自のものがあるので、此等の諸条件を料金計算の過程でどの様に反映させるかが課題になる。

1. 料金計算の算式

{ (仕入原価－残存価格) + 投資金利 + 修理維持費 + 租税公課 + 一般管理費 + 利益 } ÷ 営業 (又は経済) 耐用月数 = (A) …… (1)

(A) ÷ 基準稼働率 = (B) …… (2)、1ヶ月当りの料金 (B) ÷ 1 / 25日 = (C) …… (3)、1日当りの料金

算式(1)で得られる料金(A)は物件が営業耐用期間を通算してフル稼働した場合の1ヶ月当りの料金であり、諸費用を補填して、かつ目標の利益を得ることが出来る料金であるが、実務的には物件が100%稼働することは稀であって、実際的には数値を得るためには実際的な稼働率を考慮してこれを修正しなければならない、その修正計算が(2)式であり1ヶ月当りのリース・レンタル料金(B)である。従って料金(B)は料金(A)に対して割増としての値になる。

又(2)式で云う基準稼働率とはリース・レンタル業を「業」として営む場合に必要は最低限度の稼働率を適用することが妥当であると思われる。同様にして1日当りの料金は休日を除く1ヶ月当りの平均稼働可能日数を基準として(C)を求める。

2. 計算諸項目の考え方

(1) 営業 (又は経済) 耐用月数

営業耐用月数とは税法で云う「法定耐用年数」に対応するもので耐用年数を延月数に換

算したものである。

リース・レンタル物件は、賃貸が目的であるため賃貸物件としての商品価値が認められる期間は必ずしも法定耐用年数とは合致しない。又最近公害対策機種の開発等の技術革新が盛んであり、旧型の陳腐化が促進される等、営業耐用年数が短期化する傾向が顕著である。従って法定耐用年数を基準とした場合に、「償却不足」が生じ陳腐化のリスク負担が増大する懸念があるので、リース・レンタル物件の耐用年数は賃貸を目的とした商品価値が認められる期間、すなわち営業 (又は経済) 耐用年数に基準が求められるべきである。

(2) 残存価格

比較的消耗性の少ない機種の場合には、法定残存率を適用しても物件処分時の売却損益の額が小さく特別な問題が生じない場合も少なくないと思われるが、実務的には企業経営の保守的な立場からは売却時に若干の売却益が生ずる程度に減価償却が進捗していることが安全性の原則に合致するので、残存価格に対する考え方は物件の「廃棄処分価格」を適用することが望ましい。

(3) 修理・維持費

日常頻繁に発生するコストであるが、修理を全て外部に依存している場合、又は個別に原価を集計している場合を除いて物件単位当りの修理原価を正確に把握することはむづかしい。

従って修理の掛り高を積算した、いわゆる「みなしコスト」を適用することになる。

修理・維持費は時間の経過と共に逓増する性質を持っているのでコストを積算する場合には物件の耐用期間を通算して、検討することが必要である。

(4) 一般管理費

一般的には企業の規模に比例して性質を持っているが、他に企業の仕組や経営管理の合理化の程度に依って異なる。

物件単位当りの計算の方法としては、

- ①機種別の投下比率を求めて按分する。
 - ②機種別の保有台数比例を求めて按分する。
- 等が実務的である。計算上精緻を求めてもどこかで、予定計算のみし計算が不可欠になるので正確性に於て限界がある。

①、②のうち自社の体質にマッチした方法を選択すれば十分である。

(5) 利益

最も主観的な判断が介入する部分であり、企業に依っても考える人の立場に依っても希望する水準が異なる。

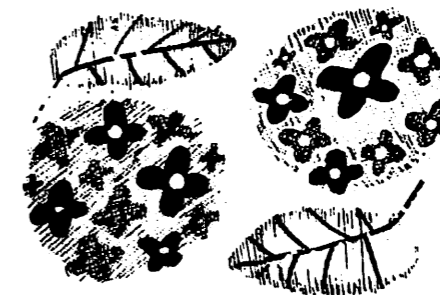
計算の基準としては、リース・レンタル業者として「健全な経営」を維持するために必要な利益の水準を求めて、その数値を適用することになる。

(6) 投資金利

従来、金利とは物件を購入する場合に生ずる「割賦金利」や資金を銀行から調達する場合に支払う「借入金利」を指して云うことが多かったが、物件の購入形態は企業によりさまざまであり、たとえば「割賦金利」のみをコストとして特別に扱う事は不合理である。

「投資金利」の考え方は物件の購入すなわち「投資」と考え、投資額に対して投資期間を通して一定率の金利を計算してコストとしようとするものである。

このことは、投資資金を銀行預金とした場合にその期間を通算して一定の金利が得られる事と同義であり、本来資本はその調達の源泉のいかににかかわらず、必ずコストがかかると云う考え方に基くもので理論的にも妥当性があり、企業の物件の購入形態をいかに考慮する必要がない点で実務的にも、此の案の方が優れていると思う。



● 建設機械・資材の管理基準基本計画書

企画委員会

- 1. 目的。建設関連業種の中で主要なる分野を担う建設機械賃貸業として、保有機械・資材の管理基準を策定し、以って経営基盤の強化と業務処理の効率化を促進する。
- 2. 策定上の基本方針。建設業の近代化と工法の革新により、運用される機械・資材の保守、点検、整備の技術力を具備せしめ、且安全操業に必要な基準を自主的に策定する。

3. 策定に当り著意すべき要点。

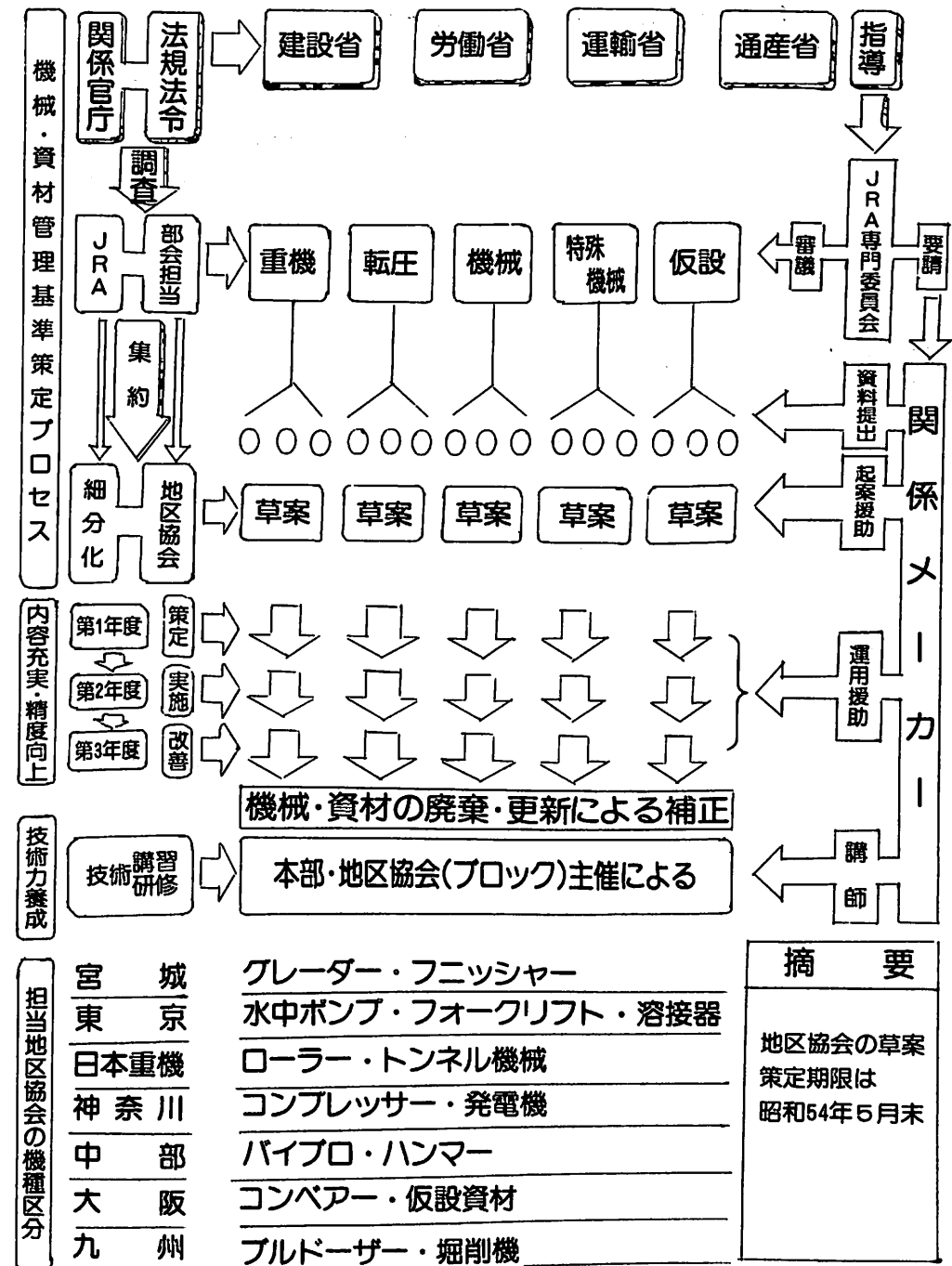
- (1) 建設機械賃貸業者として、関係法規法令に定められたる機械管理責任を明確にする。
(関係法規法令の確認)
 - (2) 管理機種が多種多様に亘るので、機種区分により分担組織により基準をつくる。
(機種の用途別分類)
 - (3) 整備基準には、保有する機械・資材の機械・資材の機能を充分調査し、信頼されるに足る性能を発揮することを前提とする。
(品質保証、検査、効率稼働)
 - (4) 労働・安全・衛生面に於ける災害防止に必要な要素を組込む。(安全・公害予防)
 - (5) 各機種別に法規・法令の定むる工具・検査測定機器並に設備の充実を推進する。
(科学的整備・設備強化)
 - (6) 機械・資材の積載・卸下並に搬送に伴う作業の安全を確保す。
(機材の安全移動・操作)
 - (7) 賃貸機械・資材の貸与経歴による使用状況を把握して、保守点検・整備の効率化を推進する。(早期点検・整備の確率向上)
 - (8) 公的資格制度に対し積極的に対応するため、技術教育(講習研修機能)の具体的措置を盛込む。(資格者養成・技術力向上)
4. 具体的策定方法の骨子。
- 現在の(社)全連リース連の組織・編成に準備し作業を進める事を原則とす。
- (1) 建設・労働・運輸・通産の各省関連の法規法令に定むる建設機械賃貸業の義務責任事項の調査集約を行い、該当事項を整備基準に反映せしめる。
 - (2) (社)全連リース連として、保有機種が多種多様であるので、機種区分に振分け、専門委員会は、担当部会に草案の策定を依頼する。
- ①重機部会②転圧機部会③機械部会④特殊機

械部会⑤仮設機械部会

- (3) 管理基準の策定は業種指定・登録制算に関する官庁接渉が既に進展しつつあり急を要するので、部会担当の集約に先じて、地区協会に機種振当を行い作業を進める。
- (4) 製造メーカーに対し機械・資料の保守・点検・整備に必要な資料を製品別に提出を求め協力を得る。
- (5) 機種分担を振当られたる地区協会は、整備基準草案の策定作業の推進に伴い機種メーカーの指導若くは、チェックにより内容の充実を期す。
- (6) 地区協会担当にて、まとめられた草案は、担当部会毎に集約し、内容チェックの上、最終的に専門委員会にて確認の後、理事会に上程し、総会の承認を得る。
- (7) (社)全連リース連として、公的(国家)資格制度に対し、合格率を高むるため年次毎に、技術講習(研修)計画を立案し、本部若くは会員協会(必要に応じブロック)毎で、技術教育を行う。
- (8) 技術講習(研修)を終了し、一定の水準に達したる技術員に対し受講終了証を交付するためのシステムを備える。
- (9) 今後、新に賃貸用として採用する機種については、原則的にメーカーより資料を入手し整備基準を各部会で作成して、技術講習(研修)により管理水準を高める。
- (10) 機械・資材の管理に必要な整備記録を設ける。
- (11) その他、機械・資材の管理に必要な施策は、関係官庁・メーカーの指導を要請して精度の向上、内容の充実を計り管理水準の高める。

5. 機械・資材管理基準策定プロセス(案)

S.54.2.22



(続)建設機械リース業 法制化について

監事 志茂法人



第2章

建設機械リース業 の独自性

2-1

リース業務の基本的立場

(2-1-1)

建設業の一分野

リース業務は機械資材-補修管理-施工業者という段階を追って捉える事が出来る。これを具体的な内容として考えると、基本的には第1章で述べた通りである。

しかし施工の中の工法にどのような機械資材がどう使用されるか、建設事業としてそれは専門的な調査に属するが、リース業務の分野から考えた場合、建設施工による安全と公害問題である。それに対処する諸施策は主務官庁始め関係諸団体からの絶えざる努力によって、それぞれの分野に於て施工技術上大きく効果を挙げており、又業務としてそれらの問題点と取組み、各メーカーとの協力を得て機械製作上より適切な構造上技術上の改革の助言をし、最近顕著なる効果を挙げている。

また専門的知識と豊富な経験を持った前述した主務官庁、諸団体から必要な資料情報を受け調査

指導をしている。その意味でリース業務が建設業の一分野である事は明らかである。

(2-1-2)

施工業者との区別

リース業においてはその所有する機種、資材種類は膨大で広範多岐にわたり、且つ多様化されてきている。したがって施工業者側も機種種類の大小を問わず一部オペレーター添乗の要求がある。これをオペ付きと云っている。

施工段階における作業は主として施工側で供給機械のみ借りるのが一般的であるが、オペ付機作業となるとリース業務からハミ出た別の言い方をすれば、現場作業を持つから施工業者ではないかとの反論があるが、それは間違った考え方である。目的とするのはオペレーターが自らの機械の運転が中心であるということである。また特に大

表4

機械技術職種	取得者数
建設機械施工技士(1.2級)	58人
車両系建設機械運転技能講習終了者	1,981
特殊車両運転免許証	493
建設機械整備技能検定合格者(1.2級)	316
ディーゼル又はガソリン整備士(2.3級)	521
移動式クレーン運転講習終了者	1,231
玉掛技能講習終了合格者	1,416
水中ポンプ修理基準講習終了者	98
計	6,114

型化した機械等においては高度の操作と判断業務を含むため、リース業に従事するオペレーターは知識と経験を必要とし、業界の実態調査でも車両系技術者及び業務の技術管理者は別表4の通りとなっており、このことから考えても施工業者と区別して考えるべきであり、事実分離発注されているのが現状である。

(2-1-3)

リース業を特徴づける要素

前項でリース業が建設業の一分野である事また施工業との異なる面が明らかになったがそれに付随して特徴づけられているいくつかの点である。これを具体的に表現すればリース業を営むには第一に完全なる整備技術操作運転の安全性に責任を持って従事する技術者、第二に敏速徹底した補修サービス、熟練工の養成、安全管理、第三に自社工場置場の構造装置、補修加工用試験機器が必要という事になる。このようにさまざまな業務である点もリース業が独自の分野である証になると思われる。

(2-1-4)

専門技術者の保有

リース業は業務の遂行する上において多種多様な職種の技術者の保有の確保が必要である。その対象となる機種、資材の管理には技術上の管理者を置かなければならない。

貸与機械のうち法令に定められた機種、資材は施工業者に対しその義務付けられた事項を記載した内容を通知しなければならない。したがって目的対象物によって分けなければならない。そのためには自社工場、置場にあつては車両系と機械器具の電動系の管理技術者、現場作業にあつては運転操作技術者が必要である。このため、これに従事する者は教育を受け更に経験を積んだ者が必要

である。

発注者においてもこの点についてはすでに認識され一部現場では一定の経験と資格を有する者の資格証明を仕様書等に明記し義務づける方向がみられる。業界にあつても職種別検定制度の斡旋制度の創設を計り年々有資格者が増加している。このため発注機関でも高い評価を得ている。

(2-1-5)

リース機械・資材の保有

業務においてその営業の上から前項で述べた技術者が必要であるが、それと不可分のものとして各種の機械、資材の保有がある。その主要なものは別冊昭和51年度全国機種別保有台数調査集計表の通りであるが、建設事業の発展が著しいこともあつて、年々精度の向上が計られ研究開発が進められており、将来ますます多種になるとと思われる。この様な実態からも建設機械リース業の独自な状況が明確である。

2-2

アウトサイダーへ

発注の場合の問題点

リース業の役割と重要性は第一章で詳細分析したので此の項では省略する。

事業上業務を正確に履行するためにはしかるべき機械、資材と技術者の保有がなければならない。社団法人全国建設機械リース業連合会傘下会員と発注との間にあつて区別してみると、他の非会員業者の業務と能力を有しないところへ発注された場合、問題が生じるケースが多い。またその能力を有する非会員業者であれば救いがあるが、それでも発注者と意志の疎通を欠き納得のいく解決が出来ない事が多い。

それは主として独善的無謀行為のため障害とな

っているのが起因している。勿論賃貸料金面でも当然不利を蒙り、また技術者の責任感とプライドという面でも問題である。ここに一定の秩序のもとで問題の打開に意欲を集中して、混乱と採算悪を排除してゆくことが安定した経営と保証とが得られるのである。そのため指針と進路を確定して活動力の強化が必要となろう。

第3章 建設機械リース業 の定義及業務範囲

3-1

リース業の定義

社団法人全国建設機械リース業連合会の各会員が携わっている業務は実に多岐にわたっており、包括して簡潔に定義することはなかなか困難なことである。研究課題が巨大化しその内容が精密化されるにつれ技術の向上と共に我々の業務も細分化し高度化して行く。

また機種分野においても構造上、技術上の改革に伴い新しい業務も派生してくる。このような意味でその概念が広いだけに次のような定義を定める。

< 定義 >

この規定にいう建設機械リース業とは次の業務を営むものをいう。

人為的に創りだされた機械資材を相手に安全に経済的に貸与供給、しかも自然環境保全との調和を損わず災害防止に留意し、わが国建設産業の健全な発展に寄与することである。

3-2 業務範囲の概念

建設事業に関わる建設機械リース業は定義に述べた通りであるが、対象別に広範囲にわたり対象に応じたりリース業の原理、原則を探究すれば研究課題が目的や要請に応じて所期の成果をあげるのがリースの業務上技術上のグループである社団法人全国建設機械リース業連合会傘下の各地区協会、協組の集団であるこの集団が行っているリース事業の経営手順によって調査業務と技術業務とに分れる。

3-3

リース業のリースと レンタルの相違

リース産業の発展の歴史を省みれば、その基礎が出来たのは極く最近であることは第一章で述べた通りであるが、わが国より先に欧米から産業として発達していたのをわが国が取り入れた言わば輸入産業である。ここで一部の外国の例を挙げれば、米国ではレンタルと言ひ欧州ではハイヤーと呼称しているように、わが国では自動車が出賃業としていち早くこれをレンタルと名乗ったのが始まりである。その後数年にしてあらゆる業域に広がり、物品貸出業として急速に発展し、これを近代的な呼称でリースと名乗り出始め、その言葉が語原となって固定化しリース業として定着したようである。ここでは建設機械リース業の分野から考えて述べることにする。

リース業の名称は広義に解釈されたものであって、リースとレンタルはリース業務の中の営業活動上二つの部門として区分されるのが適当と思われる。また事業目的は共通団体であることにはここで敢えて云うまでもないことである。まずリー

ス部門については貸与物件を使用させる期間が一年を超えるもので、契約期間中は解物の申し入れをすることが出来ないと定めてあるものであって、保守点検は使用者側が維持管理するものであり、また賃貸価格は長期間のため低廉で期限には使用者側の選択で返還処分することは自由であるという手順方式である。別名この方式をファイナンスリースといわれている。

レンタル部門については貸与物件を使用させる期間に定めがないため期限がない。そのため貸出期間1日よりとしている。保守点検は業者側が維持管理するものであり、また賃貸価格はサービス付であるから料金は高く、使用後速かに返還してもらい、という手順方式である。この様に分かれているが、使用者側の調達が多様化にともない供給側も多様化のシステムが開発されるこんにち、その契約内容を吟味すると共にリース、レンタルの相違が明らかになろう。

第4章 登録の資格要件

4-1

概要

建設機械リース業は建設事業の前提となる機械資材を供給し賃貸を業として急速に伸びてきた産業であるが、それはまさにそのような需要にマッチし、また同時に需要に応えるだけの機械資材の豊富な種類の保有と技術教育開発がされてきた産業であるからに外ならない。そして経済的、技術的に施工者側には安全と信頼を得ることによって自らの不安を拘くことは不要とするところにある。その結果需要の増加に見合って供給も増加することとなったのである。このように多数の需要者と

多数の供給者との関係下においては当然のことながら業者の選択が行われることとなる。そしてその選択基準は技術上、安全上の信頼性に重点が置かれる。そこで需要者の要求と供給者の要求に万全な態勢を整えた業者を以て両者の中間に登録制度というものを置いて、登録の基礎的な事項について一元的に公示公証することによって双方の利害を調整し、国民経済上損失の生じないようにすることがこの登録制度と考えられるのである。

ところで、登録制度はすでに述べたように建設機械リース業の業務内容を公示、公証する制度であるから当然のことながら登録規程による定義に該当する営業する企業、個人のうちから更に一定の尺度によって選り出して登録するということになる。このような仕組みを作ることによって建設機械リース業の業種の確立が図られるのである。つまり建設機械リース業者登録規定により「登録されたリース業者」と呼ばれることになり、そのことがすなわち業種の確立となるのである。

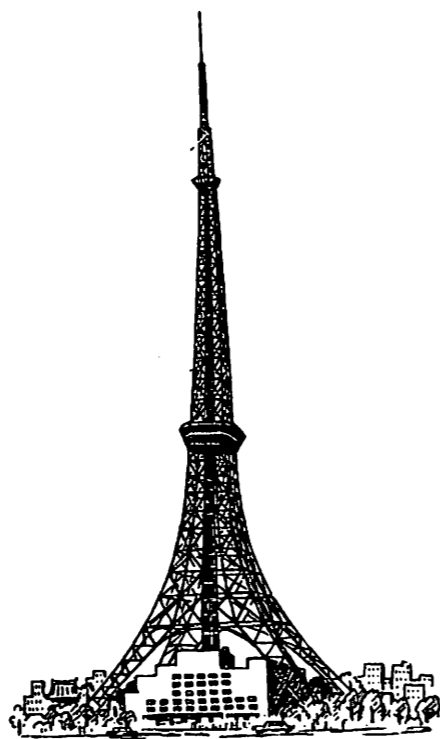
4-2

登録技術者の資格要件 及び職種区分

登録を受けようとする者は登録部門ごとに業務の技術上の管理をつかさどる専任の者で、それぞれ次に述べる事項の職種に該当する者、更に学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む、以下同じ）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む）卒業した後登録部門に係る業務に関し10年以上実務の経験を有する者、又は建設大臣が上述の者と同等以上の知識及び技術を有する者と認定した者、そのほか建設機械のリースに関する契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用

を有しないことが明かな者でないこと。尚登録技術者の職種区分は次の通りである。

登録部門	技術上の管理をつかさどる者の職歴
重機械部門	1級又は2級建設機械施工技工又は車両系建設機械運転技能者講習終了者
転圧機械部門	1級又は2級建設機械施行技士又は特殊車両運転免許証
機械部門	1級又は2級建設機械施工技士又は建設機械整備技能検定合格者(1.2級) 水中ポンプ修理基準講習終了者
特殊機械部門	建設機械整備技能検定合格者(1.2級) 又はディーゼル・ガソリン整備士(2.3級)
仮設資材部門	移動式クレーン運転講習終了合格者又は玉掛技能講習終了合格者



生まれ変わるリース機械賠償責任保険

① 担保内容の拡充

貴社施設内保管中
自社敷地内でのリース機械管理ミスによる事故が対象です。



ユーザー作業現場で

- 貴社が請負った組立てや分解・解体・撤収作業のミスで発生した事故
- リース機械、機材の整備、点検ミスによってリース機械引渡し後に発生した事故
- リース契約終了後、リース機械機材の引き取りまでの間の管理ミスによる事故

② てん補限度額の大巾引き上げ

身体賠償(対人)	1人につき	3,000万円
	1事故につき	6,000万円
財物賠償(対物)	1事故につき	500万円

(自己負担額：対人・対物とも1事故1,000円)

※リース機械の整備・点検ミスによる事故については、対人・対物それぞれの1事故限度額が保険期間中のお支払い限度額となります。

まだ、ご存知ない会員の皆様も是非所属協会または下記へお問い合わせ下さい。



引受保険会社 **AIU 保険会社**
(エイアイユー インシュアランス カンパニー)

横浜支店：横浜市中区日本大通り18 マースクビル8F
TEL045-(651)-1821

取扱代理店 株式会社 **サカイ**

本店：横浜市中区日本大通り18 マースクビル8F
TEL045-(662)-8478代表
東京支店：東京都中央区京橋1丁目4番14号日新八重洲ビル7F
TEL03-(271)-1657

※なお、当改訂の実施については、全国協会理事会による承認、決定後となります



ARA一行来日

アメリカ、カナダ、オーストラリア、
アイルランド建機レンタル業者グループ

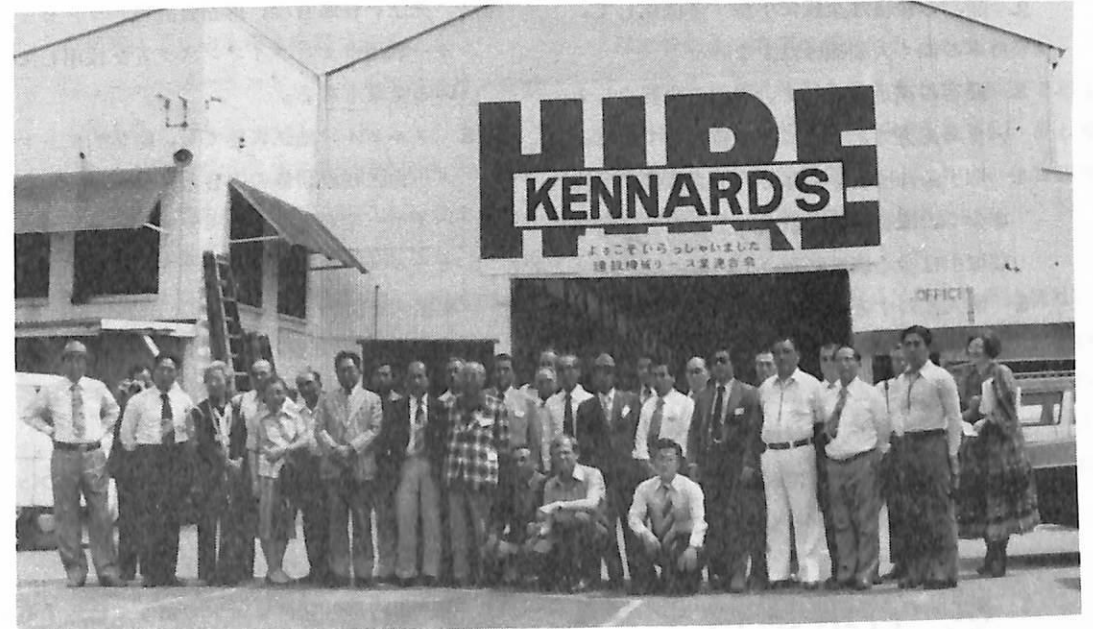
ARAのクッシング氏夫妻はじめ4ヶ国からの一行19名は去る4月19日来日、酒井重工業(株)、(株)明和製作所、加藤ポンプ(株)、ヤンマーディーゼル(株)の各メーカー、(株)オマタ土鎖機商會、三瓶重機車輛(株)の視察及びJARとのミーティング等を行って5月4日離日した。

クッシング氏は来る5月27日の連合会10周年記念式典に列席のため20日ごろ再来日の予定。



JRAオセアニア研修・視察

山内会長を団長とする「JRAオセアニア研習・視察渡航団」の一行30名は、昭和53年11月7日より18日の12日間、オーストラリア・ニュージーランドの各レンタル会社・現地の道路・建設工事の視察及び各地でミーティングを行い、併せて一層の親善を深めて帰国した。



研修報告 ①

副団長 坂井 照

- ① 海外研修渡航の目的。
昭和48年以来針全建リース連として過去4回に亘り、アメリカ、ヨーロッパ東南アジア等の視察研修を行い今回第5回海外研修として、オセアニア方面を視察し、広く海外に於ける同業企業の実態調査と国際交流を深むる事により、全建リース連会員企業の発展に寄与せしめんとす。
- ② 渡航期間及地域。

昭和53年11月7日より同11月18日まで(12泊)、オーストラリア・ニュージーランド方面。

⑧ 現地企業視察研修概要。

◎ オーストラリア・シドニー地区

1. 現地の天候気象の関係から各社からは極めて店舗がカラフルで、整理、整頓も行き届き清潔である。
2. 商品の機種は全般に小型・多様化して、日本の如く大型機械は少ない。
3. 顧客の満足なくして、取引の発展なしという考え方で、サービスを重視している。
4. 取引条件は現金主体で、不良債権の発生率少く、取材対照は個人が主となり、企業間取引は少く慎重に行っている。
5. 個人に対する機械の搬出搬入は借主が行い、中型以上の機種はハイヤー会社で行っているが、運賃の無償サービスはやらない。
6. 各社共、取扱の機械については、機種、型式、性能、料金等について、良く資料も整備されて、ユーザーが利用し易く明示している。
7. 業者間の過当競争によるダンピングを避け、利益確保に努め Back Door という相互関係を通して、収益を圧迫する不当競争をやらない。
8. 保有機械は欧州系などバラエターであるが、一見日本の現状よりも古い型ものを入念に整備し、反復レンタルによるコスト低減を計り、収益性を高めている。
9. ハイヤー(レンタル)とセールスの兼業は程んどなく、ハイヤー専業が多い。
10. オーストラリアに於ける法人税は4.6% 個人の場合は6.0%位である。

以上の現地事情から、シドニー地区に於ける企業訪問視察は、友好的且熱心に質疑応答が行

われた。

市街地移動に当り、特に日本製の自動車が多く(オーストラリアの35%程が日本車)目についた。

◎ オーストラリア・メルボルン地区

1. メルボルン地区はシドニー地区に比較して、工業都市的色彩が強く、視察企業の規模も大きく盛大である。
2. 売上、在庫管理、財務会計等、コンピューター利用のオンラインシステムを採用している企業もある。
3. メルボルン地区に於ても、総体的にシドニー地区視察研修の内容と共通しているが、ハイヤー業者としてのセールスポイントは、セールス・スペシャルターを押し出して、営業拡大を計っている。
4. 投下資本の回収については、エヤーコンプレッサーの例によると、2~3年を目標としている。
5. 機械の購入方法については、大体次のいづれかを選んでいる。
 - (1) 現金購入(デスカウントがある)
 - (2) 銀行から貸付ローンで借りて購入する。
 - (3) 民間金融機関から金を借りてリースしてもらう方法
6. 銀行金利は平均年間、1.0~1.2%である。民間金融機関の金利は、1.4~1.6%である。
7. 税法上、大蔵省で決めた耐用年数は機種により若干相違するが、5年位という事である。
8. ここに於ても、ハイヤー料金については、料金の過当競争を回避しているようだ。
9. メルボルンはシドニーより工業都市的背景にあるので、取引先の約50%は会社間取引で、個人取引と半ばしている。

以上が、オーストラリアに於ける2大都市シドニーとメルボルンに於ける現地企業視察から研修した概要であるが、一般的に吾々全建リース連合会社の実情と比較すると、業者数も少く規模的にも小さいものが多いようである。従って現地企業の考えの中には、日本の場合のように銀行や商社から借金してリスクを負ってまで、拡大するとい社会的ニーズも乏しく、被算経営者も危険を犯す、猛烈と意欲は乏しいものと推察される。

◎ ニュージーランド、ロトルアに於ける座談会より

1. ニュージーランドは国情からも、北島、南島に分かれ酪農が主体であるので、ハイヤー業者もオーストラリアよりも、小規模店が多く、北島には約50社、南島には約30社程度である。
2. 取扱機種については、大型として350KW程度発電機から、小物は食器やコード(電線)などに及んでいる。
3. ニュージーランドでは、程んど建設機械の生産はやっていない、殆んどが輸入であり主に商社、機械ディーラーから仕入れている。
4. 機械の輸入先は、アメリカ、イギリス、オーストラリア、日本等で日本の機械は良いという評価である。
5. 日本の輸出メーカーは、川崎、メイワ、三菱、小松、マキタ、ホンダ等である。
6. 取引相手(ユーザー)は会社と個人とが半々であり個人の所得税は30%で、その他会社に対する特別な税金はかからない。
7. ニュージーランドに於ては、重機類の機械は山が多い北島が盛んで会社の経営体制も個人・法人組織はまちまちである。
8. 営業時間は午前7時30分から午後5時

30分月曜から土曜まで営業している。

9. ニュージーランド全体として協会が結成されており年1回の総会が開催され、地域ごとにブロックがあり月1回位の会合をもっている。
 10. 現在は料金問題よりも、新規投入機種の選定とか、保険に関する問題解決などが重要なものである。
 11. 目下不況期で失業率5%程であり、軽機械の稼働率は平均30%位と思われる。
- 以上の如き、内容に集約されるのであるが、ニュージーランド自体の人口300万人程度であるので、工業的GNPの伸びは容易でない事と推察される。日本の経済力については、今後彼等の発展の手引となるのではないか。

今回の全建リース連オセア研修視察渡航は、夫々の地区で友好、且熱心に行われたのであるが現在日本に於ける建設機械のリース・レンタルの成長水準と比較し、国情から今後の発展を予約される面があり、反面高度成長を遂げ経済的に国際化した日本の業界の逞しさを知る事ができた。

研修報告 ②

石井嘉一
(ニュージーランド)

ニュージーランドは日本の国土から北海道を取除いた程の大きさの国で、国土の殆どが酪農に依存しており、人口は300万人福祉国家であり、女性参政権を世界で初めて認められた国として名高い。国土は丁度日本の本州を中央で分断したような形をしており、南島と北島に分かれ、北島はなだらかの牧場で全島島を覆っているような感じを受ける。

ニュージーランドの業界からという事で、ピーター・ケラー氏が訪れて来たのは11月14日我々が北島の観光である、ロトルワで1日消遊を終り夕食の

集いの席についた時であった。たまたま、ガイドが席に居らず会談は十分な成果を得られなかったと考えられるが書留めた範囲を次にお知らせします。

日時 昭和53年11月14日夕刻

場所 ロトルワ、ナショナルホテル、レストラン

出席者(同席した者)

山内、中村、坂井、松尾、稲葉、野口、日高、石井
ニュージーランド側、ハイヤー・アソシエーション
ピーター・ケーラー氏

会談内容

日本側 貴男はどうして我々グループが此々に泊っている事が解りましたか。

ケーラー氏 オーストラリアの協会から、ニュージーランドの協会ゴードン会長へ連絡があり、ゴードン会長からの連絡でロトルワに会社のある私が参りました。

日本側 ゴードン会長のお名前をお解りですか。(会社名)

ケーラー氏 GoRDON DALE, 会社はNEWPLYMOUTH, HIRE CENTERです。

日本側 貴男のお名前と住所を教えてください。

ケーラー氏 PETER KEIR PH 84210 ROTORYA BOX 671 ROTORUA 会社名はALLTRADE3 HIRE 5 PURARUST, ROTORUAです。

日本側 ニュージーランドには何社くらいのハイヤー会社がありますか。

ケーラー氏 北島に50社、南島に30社、全部で80社くらいだと思います。当地ロトルワには3社あります。

日本側 ニュージーランドでは、どんな機械をハイヤーしますか。

ケーラー氏 大きい物は350KWくらいの発電機から、小さいものはコードに至るまで、ハイヤーの対象としております。

日本側 ハイヤー会社は機械をどういう所から買いますか。

ケーラー氏 主に商社やマシンドーラーからです。

日本側 メーカーから直接買う事はありますか。

ケーラー氏 ニュージーランドで建設機械の生産は殆ど行っており、殆どが輸入であります。輸入先は、アメリカ、イギリス、オーストラリア、日本などで、日本の機械類はとても良いと考えています。

日本側 日本の機械メーカーは、どんなメーカーを知っていますか。

ケーラー氏 川崎、メイワ、三菱、コマツ(トラックター)マキタ(電動工具)ホンダ(ゼネレーター)日立等々です。

日本側 ハイヤーの顧客は、会社関係ですか。

ケーラー氏 家庭の御客様と会社で使われる事と両方あり、半々だと思います。

日本側 税金はどのように支払われますか。

ケーラー氏 個人の所得税は30%ですが、その他会社に対する特別な税金というものは無いと思います。機械類は輸入する際税金をとられるので、それ以外の税金は知りません。(ケーラー氏の会社は個人会社であるので、株式組織の場合は多少異なると考えられる)

日本側 ハイヤーの会社は個人経営なので

すが

ケーラー氏 両方あります。私の会社は個人経営です。

日本側 会社の名前は、どのような名称が使われるのですか、例えば経営者の名前とか。

ケーラー氏 その地名をとって名前とする会社や、重機類というような事を表す方法や色々あります。

日本側 重機類を貸す会社も沢山ありますか。

ケーラー氏 重機類は南島の方が山が沢山あり、ダムなどを作る必要から北島に較べ進んでいる、此々北島には重機類を扱うハイヤー会社は少い。

日本側 ニュージーランドの平均寿命は何才くらいですか。

ケーラー氏 男性70才、女性74才だと思います。

日本側 会社の開業時間はどのようですか。

ケーラー氏 会社によってまちまちですが、私のところは、午前7時30分から午後5時30分迄で月曜から土曜迄営業致します。土曜日は半日も何時間か営業する所もあります。

日本側 ニュージーランドには、ハイヤー業の協会のようなものがありますか、亦あればどのように運営されているか聞かせて下さい。

ケーラー氏 ニュージーランド全体に協会があり年1回の総会を行っている亦地域ごとにブロックがあり、月1回くらい会合を開いている。

日本側 その協会での料金の問題など検討されますか。

ケーラー氏 組合結成後2年になりますが、現

在プラスの問題よりも、むしろどんな機械を採用したら良いか、亦保険の問題などが重要な課題であります。

日本側 協会が協定した料金という様な事はありますか。

ケーラー氏 ハイヤー料金は一定していない、高いところもあれば安く貸す会社もある、それぞれの会社とその会社が、その会社の個性に合わせて特異の価格をもっている。

日本側 現在ニュージーランドのハイヤー業界の経況はどうですか。

ケーラー氏 冬期間は全く閑であります。現在ニュージーランドの経済は不況であり、全体で5%程度の失業者が居ります。軽機の稼働率で平均80%くらいだと思います。

日本側 ピーター・ケーラさんは、日本に来た事がありますか。

ケーラー氏 未だ私には行った事ありません、私の会社は小さな会社ですので、今は行けません金持になったら行き度いと考えています。

山内会長 色々熱心な検討を有難う御座いました。今日は日程外の座談会で全員皆様もお疲れの事でしょうから、此の辺で他に質問がなければ座談会を打ち切り、ケーラー氏も折角お出の事ですので、日本の事について色々御質問があれば受賜り度と考えます。

以上のような内容で座談会は終了し、その後御談の内に別れた。翌朝食の時、再びケーラー氏は自社のカタログを持参し来訪され協会へ届けられた。 以上

地区だより



神奈川県建設機械リース業協会

箱根湯本で賀詞懇親会

神奈川県建設機械リース業協会（会長中村憲）では、新春を迎え新しい時代に対応する企業の発展を期し、去る2月4日箱根湯本湯泉郷ホテル・南風荘にて会員、賛助会員約40名が出席して盛大に開催された。

開会に先立ち、午後3時より理事13名により2月度定例の理事会が開かれた。

賀詞交換会は、午後6時から水品理事（大塚機械㈱）の司会で、まず中村会長から新年の祝辞があり、次いで建設業法に関する業種指定の調査について、当協会の回答率100%を期すると共に神奈川県内の非会員にも呼び掛けて、80%以上の成績を期したい——として協力を要請した。

また新しい年度を迎え、台頭して来る諸般の情勢を把握して、企業の発展と協会の存在価値をあげるように団結しようと結んだ。

次いで岩井監事（㈱岩井）の音頭で幸せを呼ぶ乾杯が行なわれた後、祝宴に移り、各賛助会員の方々のPRを混え、かくし芸が続出し、爆笑のうち幕を降ろし、山田副会長（㈱山敬商会）の音頭で万才三唱をし祝宴を打ちあげた。

翌、5日は親睦ゴルフコンペが小田原湯本カントリークラブで行なわれ、6組、21名が参加、



会長、副会長賞を競い、賑やかなうちにも絶妙な腕の冴えと、チョロやOBの散発をくり返し、折柄の寒風について終日楽しんだ。

成績は以下の通り

- 優賞（会長賞）（日熊賞）権野氏（信和商事㈱）
- 準優賞（副会長賞）鈴木氏（鈴木機械商会）
- 第三位（ " ）広瀬氏（㈱港揚産業）
- B・G賞 鈴木氏（鈴木機械商会）
- L・D賞 住氏（㈱長野発動機製作所）
- " 広瀬氏（㈱港揚産業）
- " 大沼氏（㈱大沼商会）
- N・P賞 杉原氏（デンヨー㈱）
- " 久保田氏（クボタ建機㈱）
- スコアカード

日本重機械リース業協会

本年は全建リース連も10周年になります、我が日本重機リース業協会も足掛10年を迎えるのですが、全建の方で行事もあり、税典もある由で、我が方は来年に廻し満10周年を祝をうかと考へております。

全建10周年にあたり、我が協会のあゆみを述べてみたいと存じます。

昭和46年4月。20人ぐらいの会員と共に産声をあげました。その当時は東京ローラリース協会と申しており、東京周辺のローラリースの同業に呼びかけ、業者の親睦と過当競争の防止に心がけておりました。

翌47年5月に汎日本のローラリース業者を結集し、道路建設機械は我々リース業者によって「レンタル」と言い、大目標を打ち立て、名称も「日本ローラリース協会」と改名し、大阪、仙台、福岡等に支部をつくり、同業者の組織拡大と連携をもち、ローラリース業者の大同団結をはかり、国内のローラリース業者の協会に発展さすべく努力いたしました。その時我々リース業界も全国統一の声も高く、主務官庁の建設省からも軽機の協会も重機の協会も一体となるのがぞましい、との声もあり、全国連合会の結成をみたのであります。その時期に政官界の御助力を得、我々業者の努力と会まって法人格を得たのであります。時は昭和49年10月で御在いました。

かくして我が協会も、連合会の一会員として、在京三団体で官庁関係の折衝にあっているわけです。

では我が協会の内部はどのようになっているかと申せば、別表の通りであります、一寸と解説

をこころみすれば、51年4月から年2回春秋に会報を出しはじめました。20頁前後の小冊号ですが、協会からの御知らせ、報告、亦会員各位の声を聞き会員との連携を密にしております。昨秋で、すでに6号を発刊するにいたりました。会員名簿も年二回発行し、会員相互の連携をはかり地位向上に心がけております。

別表の機構のしくみを解説しますと重複しますので、我協会独自のもの、他協会にもおすすめてきもの、特長のあるものを解説したいと存じます。

別表の総務部から財務部迄の七部は、どこの協会にもあり、今更説明のようそ、ないと存じます。「特別諮問会」「分科会」これはそのつど必要によって設けると記してある通り、なにか問題が来た場合、委員会を設置し、専門的に研究、運用するものであります。一例をあげれば53年中に「財務委員会」を設けました。監事を含めた5人の委員で結成し、財務部を強化し指導監督をする目的でつくりました。「流通積算諮問会」と言うむづかしい委員会がありますが、之は常設しガイドラインの研究、運用、指導等を目的としてつくってあります。

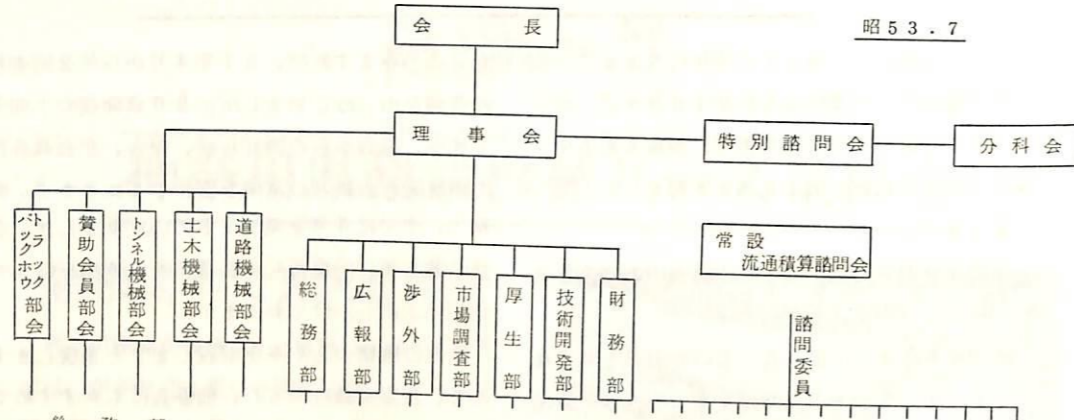
「道路機会部会」「土木機械部会」「トンネル機械部会」「トラックバックホー部会」と四部会、設け、会員を機械別に大別し、相互に連携をはかり、各部会毎に年数回部会をひらき、ガイドラインの運用等を研究しております。

「賛助会員部会」之はどこの協会にもない、ユニークな部会であろうと存じます。部長は賛助会の内から選ばれます。会員と賛助員との連携、諸

←地区だより

日本重機械リース業協会 機構のしくみ

昭53.7



総務部

担当業務

1. 協会運営事務
2. 用度とそれに附随する事務
3. 庶務渉外事務(文書含)と統轄
4. 連合会関係統轄
5. その他協会運営上必要な事務

広報部

担当業務

1. 協会のPR(広告宣伝)
2. 会報の編集及発行
3. 統計資料の作成

渉外部

担当業務

1. 機械メーカー及扱面社との業務交渉
2. ユーザー側との意見交換

市場調査部

担当業務

1. マーケットの状況検討
2. 企業分析
3. 取引先不渡速報

厚生部

担当業務

1. 各会員の交流の推進
2. 各会員の親睦行事の企画
3. 労務管理

技術開発部

担当業務

1. 機械メーカーとの技術折衝
2. 機械及機材の共同開発

財務部

担当業務

1. 予算の計画編成と統制
2. 出納帳簿事務
3. 資金業務協会運用資金の徴集管理

特別諮問会

理事会の要請により特別の事項について、そのつど必要に基づいて設ける。

財務委員会(財務部)

分科会

問題の種類に応じて専門的に検討する必要がある為設ける。

(常設)流通積算諮問会

1. 標準賃借価格の研究
2. ガイドラインの運用
3. 賃借価格の苦情処理
4. その他賃借価格に関する諸問題

問題の研究、特に立場の異なる両者の座談会、賛助会員だけの委員会等をうけております。

もう一つユニークな事は当会の年次予算の配分

は理事会で決める以前に、各部(財務～総務)各部会(道路機械～トラックバックホー)の予算要求を提出させ、理事会に於て、理事、部会長とも

←地区だより

ども検討し適当な配分を決め、総会の決議を得るしくみになっております。

以上が当協会のしくみのあらましで御在います。最後に創立以来、足掛10年たちまして、会員数

も110社になりました事をあわせて御知らせ致します。

日本重機械リース業協会々長 藤井孝治

大阪建設機械リース業協同組合

大阪建設機械リース協同組合(理事長永田仁作氏)は1月17日大阪市南区の来山閣で組合員、賛助会員百数名が出席し「新年賀詞交換会」を盛大に開いた。

同交換会は広津副理事長の司会で進められ、永田理事長ならびに賛助会員を代表して、斉藤福之氏(朝日電機株)がそれぞれあいさつした。あと祝宴に移り和やかな歓談が続けられた。

なお、各自は賀詞交換会に先立ち、53年度の組合運営の柱として推進しているブロック会議(8ブロック別の合同会議(2ブロック単位)が開かれ、これまでの経過と同会議の今後のあり方等について、活発な意見を交換した。また、これら合同会議における審議内容は具体的案事項(ブロック会議のあり方をはじめ、組合運営等に対す



る)を併せて交換会の席上において、各ブロック長から報告され、これを受けて理事会では各事項について慎重に審議し、でき得るものから実行に移していくことになった

また、この他、54年度景気見通しについて、と題して経済評論家の今堀努氏の講演も併せて行なわれた。

九州建設機械リース業協会

昭和54年新年会開催

九州建設機械リース業協会は、54年度新年会を去る1月13日八幡閣(福岡市)で、正会員・賛助会員合同で開催した。新年会は曾ってない多数の参加で、川口事務局長の司会より林田会長の挨拶、稲尾副会長の乾杯でスタート、自己紹介新

規加盟会社紹介が進むほどに、次第に満場の熱気が昂まり、ウグイス嬢顔まけの、のど自慢の披露もあり、くつろいだ祝賀会の雰囲気、いやが上にも盛り上がった。

最後に稲富副会長の閉会のことばで締めくくり協会の発展と会員相互の団結を誓って終始和やかな新年会であった。

いばしんりゅう

←地区だより

宮城県建設機械リース業協会

12名が晴れの受賞

恒例の優良従業員表彰並びに、新年懇親会が2月8日、秋保温泉・ホテル佐勘に於いて開催され、参加者70余名にていとも感大に挙行された、席上阿部会長よりは、大要次の挨拶があり、『おたやかな裡にも明るい新年を迎えられ、まことに目出たいことと存じます。顧みますと昨年は、公共事業に支えられ漸く業界も明るさを増してきたことに併せて、当協会も新入会員13社を加え、一致団結して活発な運営活動の展開が見られたことは、まことに御同慶に堪へない次第です。

本年も一般情勢は上昇の気配にあることが、予想されますが、先づもって当会としてはオイルショック時の苦難を忘れることなく、治に居て乱を忘れずの心構へで相共に、健全経営の道を歩むこととしたい。

本日表彰された諸君には、向後共益々精励され他の模範となるやう期待申し上げる』続いて、石井副会長より、一般会計報告を行った後、表彰式に移り、12名が晴れの受賞に輝いた。

当日は名誉会長三塚代議士(代理)、後藤県議小池仙台市議など、各顧問の祝辞があり、又全連リース連、山内会長よりは励ましのメッセージ(小野副長代理)がよせられたことに対し、会員一同感謝を新たにした次第で、引続き祝宴に移り、福引、演芸等に歡をつくして閉会した。

尚、被表彰者並びに、新築会社名は次の通りである。

- 八木正一 小野リース(株)
- 山田良彦 開盛機械工業(株)



- 菅原政敏 三盛電工(株)
- 亀ヶ森政治 三洋機械(株)
- 高橋誠 機鈴本建機リース
- 郷内記恵子 同上
- 栗原兼郎 第一建機実業(株)
- 八木久男 同上
- 武田十九夫 東北グレーダー(株)
- 菅野文典 日商機械(株)
- 橋本幸博 ニッケン東北(株)
- 佐々木直衛 丸本商事(株)

以上

HYDRO JET-CLEANER ARIMITSU



HYDRO JET-CLEANER

(高圧洗浄機)

ハイドロジェットクリーナー

洗浄、堀削、切断、薬注、ケレン、防塵、高所揚水

40~700kg/cm²(標準48機種)

品質と信頼をおとどけて55年

0.2~110KW(標準68機種)



高圧ブランジャーポンプ



このエネルギーと技術が製品に



高圧ジェットクリーナー

(主な用途例)

- ★ダンプ、ミキサー車、重機等車輛洗浄
- ★シールドセグメント、スラブ型枠洗浄
- ★壁面洗出し、仮設足場、機材洗浄
- ★タンク、容器類、機材関係の洗浄
- ★矢板、シートパイルの附着乾燥土の洗浄
- ★上下水管、ヒューム管内面洗浄
- ★脱水フィルター、スクリーンフィンの洗浄

- ★岩盤の洗出し、レイタンスカット
- ★コンベアーライン、プラントの洗浄
- ★トイレ、浄化槽洗浄、下水管内面洗浄
- ★受水槽、高架水槽、パイプライン洗浄
- ★防塵及び薬液スプレー用ポンプとして
- ★定量ポンプ、揚水ポンプ、薬液注入ポンプとして
- ★ケレン、ハツリ、掘削、切断用ポンプとして



TO-10R, TO-15R



TB-20, 30, 40

創業56年



本社 〒537 大阪市東成区深江北2丁目3-21
TEL 06(976)8181(大代)
東京出張所 〒101 東京都千代田区神田北薬物町16
(英ビル内) TEL 03(254)0855(代)
出張所 札幌・仙台・大宮・松本・福岡

LEASE

貸して良い、 借りて良いの 高稼働設計です。

“工事機械はリースで……”という工事会社や工務店が、近ごろたいへんふえています。そのなかでも人気のあるのが、建設機械。とくに機動性のすぐれたアイチの特装車輛はよく利用されています。例えば、高所作業車、トラック・クレーン、トラック・バックホーなども、そのひとつ。過酷な使用にも耐えられる高稼働設計は、リース業界はもとより、エンドユーザーの間からも高い評価を得ています。性能、安全性、経済性と3拍子揃ったアイチの特装車輛。稼働率の高さで選ばれています。

AICHI SHARYO CO., LTD.

愛知車輛株式会社

東京=東京都中央区新富1-6-7.....☎03(553)6221(代)104
名古屋=名古屋市中区大高町丸の内70-1☎052(621)5112(代)459
大阪=大阪市城東区永田3-11-16.....☎06(968)7731(代)536
営業本部=埼玉県上尾市領家1152-10.....☎0487(81)1111(代)362
◎カタログを差し上げます。最寄りの営業所へご請求ください。

**HYDRA CRANE
F-301**

最大地上揚程=11.2m(メイン)
13.8m(サブ)
最大定格総荷重=2,930kg(メイン)
780kg(サブ)

**SKYMASTER
SH-165**

地上揚程=16.5m
定格荷重=200kg

**SKYMASTER
SC-080**

地上揚程=8.0m
定格荷重=200kg
耐電圧=2万V

**TRUCK BACKHOE
B-164**

掘削深度=3.50m
最大リーチ=5.97m
バケット巾=0.45m

あの現場、
この工事でひっぱりだこ。

高稼働による過酷な使用にも、ビクともしません。
原動力は新しいディーゼルエンジン、低燃費です。
小形・軽量で、手軽に使えます。

リース・レンタルに最適!

ぬかるみ・不整地・坂道に強い、
ディーゼル8輪駆動運搬車

ヤンマー・ホイールキャリヤ

YFW15DW

- エンジン出力:15馬力
- 積載能力:1500kg
- 登坂角:30度
- 走行速度:1.0~14.9km/h

4トントラックで運べる、
パワフルな小形

ヤンマー・クローラバックホー

YB1800S(静音タイプ)

- エンジン出力:36馬力
(ターボチャージャー付)
- 標準バケット容量:0.18m³
- 最大掘削深さ:3300mm
- 最大掘削力:2900kg
- 機械重量:3990kg

市街地・夜間作業も安心、
音の静かな防音発電機

ヤンマー・防音ポータブル発電機

YPG60AS 防音タイプ

- 発電容量:50/60kVA・40/48kW
- 相数:3相4線式



ヤンマー建設機械



ヤンマーディーゼル株式会社

本社/大阪市北区茶屋町1番32号 〒530 TEL.(06)372-1111(代)
支社/東京 支店/札幌・名古屋・大阪・高松・広島・福岡 営業所/仙台
●くわしいカタログをお送りします 本社・宣伝部 まで

適材適所!!
用途に合った最適機種を安心して
お選びいただけます。

ライフチェッカー〈水中ポンプ内蔵型〉



- ◇◇◇特長◇◇◇
- ポンプに合った点検時期が一目でわかります。
 - メーター部を反転することによって繰り返し使用できます。



□水中ポンプ内蔵型ライフチェッカー取付機種
HY, KTV(1.5~11KW), KRS(2.2~15KW),
KTV-50, KRS-80/100

HY型 ライフチェッカー付
水中ポンプ

- 吐出口径 100(80)(mm)
- 出力 3(KW)
- 全揚程 5~17(m)
- 吐出量 0.2~1.1(m³/min)
- 電圧 200(V)



KTV型 ライフチェッカー付
高揚程水中ポンプ

- 吐出口径 50~150(mm)
- 出力 0.75~11(KW)
- 全揚程 6~40(m)
- 吐出量 0.1~2.6(m³/min)
- 電圧 200(V)



KRS型 ライフチェッカー付
水中ポンプ

- 吐出口径 80~200(mm)
- 出力 2.2~22(KW)
- 全揚程 5~22(m)
- 吐出量 0.3~6.0(m³/min)
- 電圧 200(V)



DW型 ディープウェル水中ポンプ

- 吐出口径 80~150(mm)
- 出力 3.7~11(KW)
- 全揚程 10~45(m)
- 吐出量 0.2~2.6(m³/min)
- 電圧 200(V)



NKZ型 水中サンドポンプ

- 吐出口径 80~150(mm)
- 出力 2.2~11(KW)
- 全揚程 4~27(m)
- 吐出量 0.2~3.2(m³/min)
- 電圧 200(V)



GH型 高揚程水中ポンプ

- 吐出口径 80~200(mm)
- 出力 11~110(KW)
- 全揚程 20~120(m)
- 吐出量 0.2~6.0(m³/min)
- 電圧 200(V)・400(V)



150W~150kW、750タイプ、あらゆる水処理に対応できます。

株式会社 鶴見製作所

本社 〒538 大阪市鶴見区鶴見4丁目16番40号 ☎(06)911-2355
 (株)ツルミポンプ 〒110 東京都台東区台東4-27-4(アイデアル第5ビル) ☎(03)833-9765
 ツルミインダストリアル(株) 〒550 大阪市西区南堀江大通5-15 ☎(06)541-8336

全国56営業拠点、車で2時間のネットワークサービス

営業ネット：札幌、旭川、函館、青森、盛岡、秋田、仙台、郡山、新潟、長岡、前橋、大宮、宇都宮、川口、東京、千葉、水戸、横浜、八王子、松本、甲府、沼津、浜松、静岡、豊橋、名古屋、四日市、富山、金沢、福井、京都、大阪、和歌山、神戸、姫路、岡山、米子、福山、広島、徳山、高松、高知、松山、北九州、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇、台北、ソウル、香港、シンガポール、シカゴ

水中ポンプの専門メーカー

**ツルミ
水中
ポンプ**

会員名簿 (昭和54年5月1日現在)

社団法人全国建設機械リース業連合会

会長 山内 鹿蔵

事務局 東京都千代田区神田駿河台2-1
近江兄弟社ビル4F

〒101 電話03(293)7273-4

会員名称	代表者名	事務局所在地	電話	〒
北海道建設機械リース業協会	伊藤 鉄雄	北海道札幌市中央区大通り東3丁目 (株)大鉄内	011 241-5086	060
青森県建設機械リース業協会	高橋 弘一	青森県青森市港町1-7-1 (株)高重組内	0177 41-6531	030
宮城県建設機械リース業協会	阿部 喜平	宮城県仙台市福室宇高砂駅東17宮城県建設機械中古市場内	0222 59-0631	980
福島県建設機械仮設リース業協会	坂本 市郎	福島県郡山市富田町字向館121-23	0249 52-0588	963
東京建設機械リース業協会	山内 鹿蔵	東京都千代田区神田駿河台2-1 近江兄弟社ビル4F	03-294 4071~2	101
日本重機械リース業協会	藤井 岸治	東京都千代田区神田駿河台2-1 近江兄弟社ビル4F	03 295-1820	101
神奈川県建設機械リース業協会	中村 憲	神奈川県横浜市平沼1-2-23 中村ビル	045 322-0613	220
静岡県建設機械リース業協会	松井 重雄	静岡県浜松市安間町264-1 大興産業(株)内	0534 21-1131	435
静岡県重機建設業協会	近藤 憲一	静岡県静岡市下川原6-24-14	0542 59-7542	421-01
中部建設機械リース業協会	坂井 照	愛知県名古屋市西区藤ノ宮通り3-43 小出ビル内	052 571-2080	451
石川県建設機械リース業協会	吉川 義孝	石川県金沢市元菊町14-10 (株)ケンシン内	0762 33-1217	920
福井県建設機械リース業協会	松田 確太郎	福井県福井市下河北町一字町永25-1 ケンキリース(株)内	0776 38-1580	919-03
大阪建設機械リース協同組合	永田 仁作	大阪府大阪市浪速区桜川3-1-12 脇田第1ビル内	06 562-1987	556
兵庫県建設機械リース業協同組合	桐月 正邦	兵庫県神戸市生田区多聞通り3-5 甲南スカイビル4F316号	078 361-2481	650
中国建設機械リース業協会	野口 誠輔	広島県福山市曙町3丁目252-2 富野機工(株)内	0849 53-3033	720
四国建設機械リース業協会	木下 浅一	香川県高松市春日町795 (株)田中鉄工所内	0878 41-2105	761-01
九州建設機械リース業協会	林田 陽一郎	福岡県福岡市東区箱崎7-1-124 西鉄(株)建機営業部内	092 631-1331	812

編集後記



事務局便り

昭和54年度会報春季号を発行致します。本号は連合会創立10周年を控えておりますが、内容はなかなか充実したものとなったのではないかと、いささか自負しております。

特に、企画委員会における主要研究課題の「建設機械・資材の管理基準基本計画書」および流通研究委員会における、主要研究課題のリース料金問題算定についての「リース・レンタル業に於ける料金計算の方法について」は、それぞれの委員会の諸員が熱心な研究、討議を重ねられた結果のものであり、当業界にとっては貴重な資料となるものと思います。これに加えて、前号に掲載し好評を戴いた「建機リース法制他について」の第2部も掲載しております。

また、オーストラリアの業界を視察した際の研修報告も併載いたしました。

これらの玉稿を始めとし本号に御寄稿下さった、各地区協会の方々にお礼申し上げます次第であります。

前号でもお願い致しましたが、会報への御意見、また業界の発展、向上につながる御寄稿を、どしどしお寄せ下さるよう重ねてお願い致します。

連合会副会長・広報委員長
中村 憲

事務局からのお願いを3項目程書かさせていただきます。

1. 地区、協会、協組員中に慶弔が御座いました折は、本部事務局まで御連絡下さい。慶弔電を発電したいと存じます。
2. 各種の調査に御協力方を御依頼申し上げますが、期日までに御回答頂きますようお願い申し上げます。
3. 慶弔のほか、会員の皆様(地区)の住所、電話番号、その他の移動がありました節は、地区、協会、協組でとりまとめて事務局に御一報下さい。本部名簿の訂正に資したいので御依頼申し上げます。(香取)



• 表紙の写真
完成近い日比谷・富国
生命ビル

会報 第12号春季号

発行/昭和54年5月20日、発行者/(社)全国建設機械リース業連合会
東京都千代田区神田駿河台2-1近江兄弟ビル4F(〒101) TEL03(293)7273~4
発行責任者/広報委員長 中村 憲
制作/ノダ企画・東京都文京区湯島1-11-14共和ビル(〒113) TEL03(815)3640

日車 サリスクリュー

防音型コンプレッサー

PS-35S

PS-50S

PS-105S



総代理店
日能工機株式会社
東京都中央区八丁堀1-11-5 TEL 552-9551

発売二年余

着実に実績を伸ばしています。白地にグリーンラインの日車防音型スクリー・コンプレッサーPSシリーズ どこまでも静かです。一度お試しください。



NISSHA-SULLISCREW

独自の技術でリードする…

●世界で最も良く

エアマン

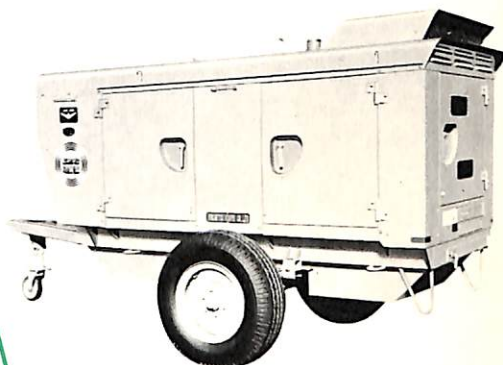
●世界で最も安い

PDS-175S型



防音型 **ディーゼル発電機**

●12KVA～300KVA



PDG40S型

小型単相発電機(0.5KW～2.5KW)

防音型 **ポータブルコンプレッサー**

●20PS(2.0m³/min)～350PS(34.0m³/min)

振動プレート



69kg～120kg

振動ランマー



69kg～100kg



北越工業株式会社

新潟本社・工場 ●新潟県西蒲原部分水町大武新田113 1 ●TELEX3193694エアマンニカタ ●TEL (02569)7 3201(大代) ●〒959 01

東京本社・支店 ●東京都中野区中野3 34 32 ●TELEX2324042AIRMAN ●TEL (03)382 1221(大代) ●〒164

大阪支店 ●大阪府摂津市新在家2丁目32番13号 ●TELEX5236912エアマンオオサカ ●TEL (06)349 3631(大代) ●〒564

営業所 ●札幌 盛岡 仙台 郡山 新潟 宇都宮 高崎 千葉 横浜 松本 静岡 名古屋 金沢 京都 高松 広島 岡山 福岡 鹿児島 大分 沖縄